

山梨県 南アルプス市



南アルプス市  
MINAMI-ALPS CITY

# 企業誘致のご案内

【南アルプス市は立地企業を全力でサポートします！】

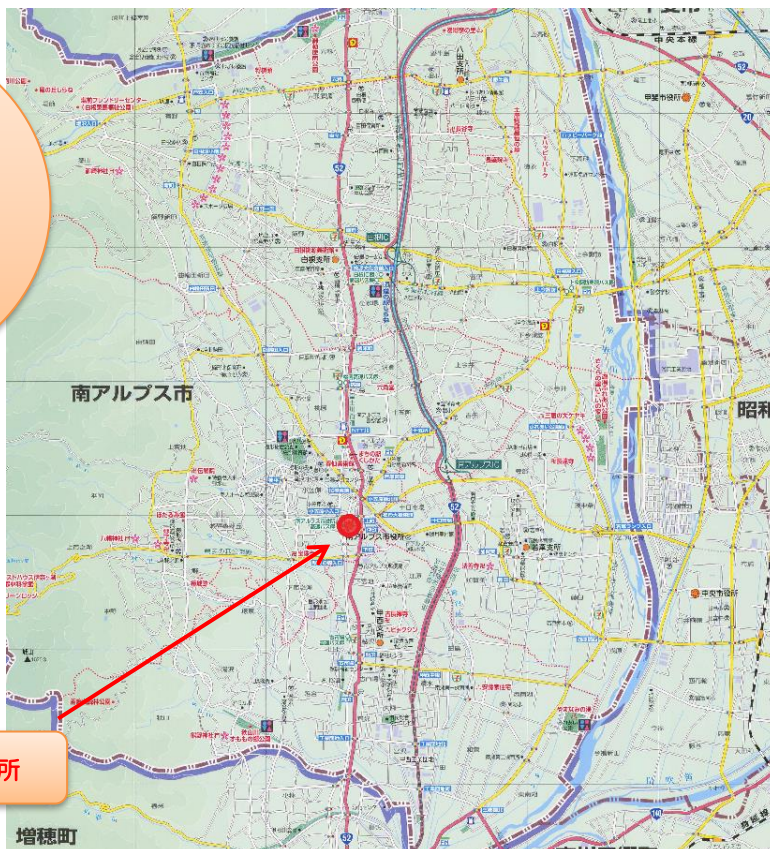
## 南アルプス市の概要

- 南アルプス市は、山梨県の西側に位置し、北はハケ岳、南には富士山を望み、名前の由来である南アルプス山脈のふもとにある、美しい自然に囲まれた地域です。  
御勅使川扇状地やそれに続く低地では果樹栽培が盛んに営まれ、春から秋にかけてたくさんのフルーツが実る果樹園は、この地域を代表する景色となっています。  
2019年には、中部横断自動車道の中央道双葉JCT～第二東名新清水JCT間が全線開通予定であり、首都圏や東海圏の交通ネットワーク拠点として地域の将来性が期待されています。
- 人口（平成29年11月1日現在） 総人口／72,081人 世帯数／27,507世帯
- 通勤圏人口 約35万人（甲斐市・中央市・昭和町・韮崎市・甲府市）

中部横断道

2019年開通予定！  
清水港まで50分！

南アルプス市役所



【お問合せ先】 南アルプス市 農林商工部 観光商工課 〒400-0306 山梨県南アルプス市小笠原376

TEL 055-282-6294 FAX 055-282-6279 ホ-ム-ペ-ジ <http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/>

## 南アルプス市の企業立地支援制度

### ●産業立地事業費助成金

適用要件	優遇内容
①土地を取得し3年以内に工場等を設置して操業を開始 ②投下固定資産額3億円以上 ③増加する常時雇用労働者の数が10人以上 ④山梨県産業集積促進助成金の認定を受けた者 ⑤事業実施に当たり環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること	投下固定資産額×100分の2を乗じた額 常時雇用労働者数により 上限6,000万円～2億円を限度

### ●固定資産税の課税免除

適用要件	優遇内容
①地域経済牽引事業計画により集積業種として指定する産業及び業種 ②家屋若しくは構築物または土地（取得の日から一年以内に建設着手）	免除期間3年間

### ●工場立地法に基づく緑地面積率の緩和

適用要件	優遇内容
①対象業務：製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業又は熱供給業 ②対象地域：中河原地区（上今諏訪工業団地）・御勅使南地区（御勅使南工業団地） ③対象地域のいずれかで工場等を新・増設する敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の特定工場など	・緑地面積の敷地面積に対する割合 100分の5以上 ・環境施設面積の敷地面積に対する割合 100分の10以上

## 山梨県の企業立地支援制度

### ●産業集積促進助成金

適用要件	優遇内容
山梨県内で土地を取得し工場等を設置した場合、または自社保有地に新たに工場等を設置した場合、建物、機械設備等の投資経費の一部を助成する制度（製造業、試験研究所、バイオテクノロジー利用産業 ほか） ①県内において土地または借地権（設定期間が20年以上のものに限る）を取得して工場等を設置し、操業すること ②投下固定資産額（土地取得費を除く）3億円以上 ③操業開始から1年以内に従業員を10人以上増加すること（内5人以上を県内）	①製造業の場合：投下固定資産額の10% ただし、自社保有地への立地の場合5% ②その他の事業：投下固定資産額の5% 増加従業員数により上限3億円～10億円を限度

### ●不動産取得税の課税免除

適用要件	優遇内容
「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者がその計画に従って取得した事業用の建物、機械等については、不動産取得税が免除される。 ①対象区域：地域経済牽引事業計画で定める集積区域内 ②対象業種：地域経済牽引事業計画で定める集積業種	対象家屋、対象構築物、対象土地の取得価額の合計額（取得後1年以内に建築着手） ①製造業 1億円超 ②製造業以外 1億円超 ③農林水産関連業種 5千万円超